

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
35	合志市 健康管理システム(予防接種) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、予防接種業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和7年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握、接種勧奨、個人通知 ②医療機関等での予防接種の実施 ③予防接種委託料の支払い ④予防接種記録の管理・保管、統計事務 ⑤予防接種による健康被害救済給付に関する事務 また、情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 (マイナポータルのサービス検索。)
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第14の項及び126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項、154の項 【情報照会の根拠】 第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども部 こども家庭課 健康福祉部 健康ほけん課
②所属長の役職名	こども家庭課長 健康ほけん課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市長公室企画課 096-248-1813
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市長公室企画課 096-248-1813
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月25日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても、複数人での確認を行なっている。マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに基づき、マイナンバーの取得は申請者本人から取得することを原則としている。また、特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管や適切な廃棄をすることを徹底していることから、「十分である」と判断した。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の記載がある申請書等の取り扱いについては事務所外へ持ち出さないよう徹底している。また、不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないかの複数人での確認や、施錠できるキャビネットへの保管を徹底していることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と判断した。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年2月5日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	合志市は、健康増進業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報	合志市は、予防接種関係業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報	事後	
平成28年2月5日	「Ⅰ 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	合志市では予防接種法に基づき、予防接種情報の管理、統計報告資料作成等の事務を行う	予防接種法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務	事後	
平成28年2月5日	「Ⅰ 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	健康管理システム	総合健康管理システム	事後	
平成28年2月5日	「Ⅰ 関連情報」 2.特定個人情報ファイル名	1. 予防接種情報ファイル	予防接種ファイル	事後	
平成28年2月5日	「Ⅰ 関連情報」 3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一 第10号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9	事後	
平成28年2月5日	「Ⅰ 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	予防接種法施行規則第2条の6	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	1)500人以上	2)500人未満	事後	
平成28年2月5日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成27年4月30日時点	平成28年2月5日時点	事後	
平成29年3月15日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担	健康づくり推進課長 鎌野 文昭	健康づくり推進課 澤田 勝矢	事後	
平成29年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成29年3月15日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成28年2月5日時点	平成29年3月15日時点	事後	
平成30年2月27日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成30年2月27日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成29年3月15日時点	平成30年2月27日時点	事後	
平成31年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 1.対象人数	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「Ⅱしきい値判断項目」 2.取扱者数	平成30年2月27日時点	平成31年2月28日時点	事後	
平成31年2月28日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担	健康づくり推進課 澤田 勝矢	健康づくり推進課長	事後	
平成31年2月28日	「Ⅳ リスク対策」	なし	新様式への変更	事後	
令和3年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の根拠	予防接種法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	事後	
令和3年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 3.個人番号の利用法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2	事後	
令和3年2月25日	「Ⅰ 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二の 17、18、19の項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号別表第二の 17、18、19及び115の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条及び第59条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年6月30日	「Ⅰ 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和3年8月16日	Ⅰ 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取	総務部企画課 096-248-1813	市長公室企画課 096-248-1813	事後	
令和4年1月7日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年1月7日	Ⅰ 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取	総合健康管理システム	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月7日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年1月7日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年2月28日時点	令和4年1月7日時点	事後	
令和4年1月7日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年2月28日時点	令和4年1月7日時点	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法及び新型(略)接種証明書の交付を行う。	予防接種法及び新型(略)接種証明書の交付を行う。	事後	
令和5年3月9日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月7日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和5年3月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年1月7日時点	令和5年3月9日時点	事後	
令和6年3月19日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年3月9日時点	令和6年3月19日 時点	事後	
令和6年3月19日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月9日時点	令和6年3月19日 時点	事後	
令和7年2月26日	「I 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ③システムの名称	①予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。(マイナポータルのサービス検索。) ②健康管理システム、ワクチン接種記録システム(VRS)、統合宛名システム 中間サーバー	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき各予防接種の実施、給付の支給に関する事務、実費徴収に関する事務。 予防接種法に基づき、定期予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握、接種勧奨、個人通知 ②医療機関等での予防接種の実施 ③予防接種委託料の支払い ④予防接種記録の管理・保管、統計事務 ⑤予防接種による健康被害救済給付に関する事務 また、情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 (マイナポータルのサービス検索。)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月26日	「Ⅰ 関連情報」 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	健康管理システム、ワクチン接種記録システム（VRS）、統合宛名システム 中間サーバー	健康管理システム、統合宛名システム 中間サーバー	事後	
令和7年2月26日	「Ⅰ 関連情報」 3.個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第一 第10及び93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条及び67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条第1項別表第14の項及び126の項。 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 ・番号法第19条第6号（委託先への提供）	事後	
令和7年2月26日	「Ⅰ 関連情報」 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	②・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号 【情報提供の根拠】 番号法別表第二の 18の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 【情報照会の根拠】 番号法別表第二の17の項、18の項、19の項、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第13条、第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第19条第8号に基づく主務省令 【情報提供の根拠】 第2条の表25の項、26の項、28の項、153の項154の項 【情報照会の根拠】 第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項153の項	事後	
令和7年2月26日	「Ⅰ 関連情報」 5.評価実施機関における担当部署	①健康福祉部 健康づくり推進課 ②健康づくり推進課長	①健康福祉部 健康ほけん班 こども部 こども家庭課 ②健康ほけん課長 こども家庭課長	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年3月19日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅱしきい値判断項目」 2. 取扱者数	令和6年3月19日時点	令和7年2月25日時点	事後	
令和7年2月26日	「Ⅳリスク対策」 8.人手を介在させる作業	なし	項目追加	事後	
令和7年2月26日	「Ⅳリスク対策」 11.最も優先度が高いと考えられる対策	なし	項目追加	事後	